

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その社会保障施策に要する経費

地方消費税交付金の引上げ分については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」とされています。

令和2年度綾川町一般会計当初予算における社会保障施策に要する経費への充当状況については、次のとおりです。

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 260,000 千円

（歳出）

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 2,090,400 千円

【地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

		経 費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	障害者自立支援施行事業費	464,228	334,439			25,493	104,296
	重度心身障害者等医療費支給事業費	101,262	38,630		2	12,302	50,328
	後期高齢者医療事業費	421,329	63,861		6,205	68,996	282,267
	子育て支援医療費支給事業	93,353	18,000			14,801	60,552
	児童手当支給費	317,355	269,345			9,430	38,580
	ひとり親家庭等医療費支給事業費	18,690	0			3,671	15,019
社会保険	介護保険事業（繰出金）	480,581	27,000			89,094	364,487
保健衛生	母子保健事業	19,458	750			3,675	15,033
	保健事業	96,818	1,720		2,326	18,223	74,549
	予防接種費	77,326	4,445			14,315	58,566
合 計		2,090,400	758,190	0	8,533	260,000	1,063,677

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。